

自転車用ヘルメットの購入費を補助

補助金額 最大3000円

問い合わせ
市民課 ☎592142

市民のヘルメット着用促進と、事故時の負傷を軽減させるために、自転車用ヘルメットの購入費を補助します。

対象ヘルメット

- 令和8年4月1日以降に市内店舗で購入した新品のもの
- SGマークなどの安全基準に適合したもの



市ホームページはこちらから。

補助金額・要件

- 購入費の2分の1の金額（100円未満切り捨て）上限3000円
- クーポン券やポイントなどを使用した場合は、値引き後の金額が購入費となります。
- 年度にかかわらず、1人1回1個までです。
- 予算上限に達し次第、受け付けを終了します。

補助対象者

- 過去、補助対象者となったことがない方
- 大竹市に住民票がある方
- 市税の滞納がない方 など

申請期間

- 4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで
- ※郵送の場合は、消印日が申請期間内であれば有効とします。



安全基準マークの例

申請に必要な書類

- 申請書（申請者の押印が必要）
- ※申請書は、市役所、各支所（大竹・玖波・栗谷）に備え付けるほか、市ホームページからもダウンロードできます。
- 領収書またはレシートの写し（購入者、購入日、購入価格、商品名、購入した店舗が確認できるもの）
- ※レシートの場合、余白に購入者名を記載してください。
- 安全基準が確認できる書類（保証書や説明書の写しまたは本体貼り付けの認証マーク写真など）
- 申請者名義の通帳などの写し（金融機関、支店名、口座名義、口座番号が確認できるもの）

申請方法

- 市民課（②番窓口）に持参または郵送してください。
- ※支所での受付はしていません。〒739-0692
- 大竹市小方1丁目1番1号
- 大竹市 市民課自治振興係
- ※郵送する場合は、連絡の取れる電話番号を記載してください。
- 補助対象者が未成年の場合は、保護者が申請してください。
- 住民票が同一であれば、代表者が代理申請できます。

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 家庭用防犯カメラ・インターホンの購入費を補助

補助金額 最大1万円

問い合わせ 市民課 ☎592142

市民の防犯意識の向上と、安全で安心なまちづくりを推進するため、家庭用の防犯カメラ・インターホンの購入費などを補助します。

補助対象機器

- 令和8年4月1日以降に購入した新品のもの（インターネットでの購入も可）
- 防犯カメラ
- 屋外用、録画機能付きのもの
- ※本体のみ対象です。SDカードなどの記録媒体や周辺機器は対象外です。
- ※撮影範囲は住宅の敷地内とし、やむを得ず近隣住宅などが含まれる場合は、近隣住人などの承諾を得てください。
- インターホン
- 録画機能付きのもの

※SDカードなどの記録媒体や周辺機器は対象外です。



市ホームページはこちらから。

補助金額・要件

- 購入費の2分の1の金額（100円未満切り捨て、購入費は、消費税・工事費含む）上限1万円
- ポイントやクーポン券などを使用した場合は、値引き後の金額が購入費となります。
- 1つの住宅につき1回限り
- ※令和7年度中に補助を受けた住宅は申請できません。
- 予算上限に達し次第、受け付けを終了します。

補助対象者

- 大竹市に住民票がある方
- 大竹市に住宅を有し、自ら居住している方
- 市税の滞納がない方 など

申請期間

- 4月1日(水)から令和9年2月26日(金)まで

申請に必要な書類

- 申請書（申請者の押印が必要）
- ※申請書は、市役所、各支所（大竹・玖波・栗谷）に備え付けるほか、市ホームページからもダウンロードできます。
- カタログや仕様書などの写し（録画機能や防犯機能が確認できるもの）
- 設置後の写真
- 防犯カメラ
- 遠景と、近景の写真
- インターホン
- 呼び出しボタンと、室内モニターの写真
- レシートや領収書の写し（購入日、購入価格、工事費用などが確認できるもの）
- 申請者名義の通帳などの写し（金融機関、支店名、口座名義、口座番号が確認できるもの）

申請方法

- 市民課（②番窓口）に持参してください。
- ※支所や郵送での受付はしていません。

こうすればもっとよいまちに そんなアイデアを募集 市民活動支援事業

問い合わせ 市民課 ☎59-2142

市民活動団体が提案・実施する事業を募集し、助成金を交付します。
対象団体

市内で活動する3人以上の非営利活動団体（代表者および会則などを定めている団体に限る）

対象事業

- 地域課題の解決を目的とした事業で、次の要件を全て満たす事業
- ①市民を対象としている（特定の個人、団体などのみが利益を受けるものは対象となりません）
- ②非営利で自主的・主体的に提案実施する
- ③令和9年3月末までに実施・完了できる

申し込み

申請書に事業計画書などの必要書類を添付して、5月7日(水)から6月26日(金)までに市民課へ。
※市ホームページ、市民課、各支所、各公民館、各コミュニティサロン、サントピア大竹に募集要領を備え付けています。申請の前に必ず募集要領を確認してください。

助成金の種類など

助成金の種類	スタート支援助成金	ステップアップ支援助成金
活動歴の別	4月1日現在で活動歴が3年未満の団体	4月1日現在で活動歴が3年以上の団体
助成内容	活動歴が3年に達する年度までを限度に最大3回まで交付可	団体が新しい課題を掲げて発展的に取り組む事業につき1回のみ交付
上限額	5万円/回	10万円
選考方法	申請書類による審査（申込順） ※予算上限に達した時点で募集を終了します。	6月29日(月)以降に申請書類による審査をし、予算の範囲内で評価点数の高い順から採用します。
備考	この助成金以外に財政的支援を受けることができない事業、団体そのものの運営費用や事業性がないものは、この助成金を受けることができません。	

※まずは市民課に相談してください。

回答はお済みですか？

経済センサス

活動調査

問い合わせ
企画財政課 ☎59-2124

日本の経済活動の実態を把握するため、令和8年6月1日を調査期日として、全ての事業所および企業を対象に実施する全国一斉の統計調査です。

インターネット回答がおすすめ

- 安心のセキュリティ
事業所・企業には個別にログイン用IDが配布され、不正アクセスから厳重に守られます。
- 簡単な作業
調査に関する全ての作業がパソコン・スマホの画面上で完結するため、調査票への記入や郵送などの

中小企業融資制度

問い合わせ
産業振興課 ☎592131

市は、中小企業の経営の安定と工業の育成振興を図ることを目的に、中小企業融資制度を設けています。

今年度も信用保証協会所定の保証料率を20%引き下げし、引き下げた分は市が負担します。

対象要件

- 信用保証協会の信用保証の対象となる業種
- 市内で1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者
- 市税などの納税成績が良好であること

申し込み

取扱金融機関を通して申し込んでください。

融資資金の用途	運転資金、設備近代化資金	
融資限度額	2000万円(※)	
融資期間	1年以内	1年超～10年以内
	(据置期間は6カ月以内)	
利率(年)	保証つき	1.15%以内
	保証なし	1.65%以内
取扱金融機関	1.75%以内	1.75%以内
	2.15%以内	2.15%以内
保証料率	信用保証協会所定の料率(うち20%分を大竹市が負担)	

(※) 融資限度額は、1中小企業者につき運転資金および設備近代化資金の合算額ではなく、それぞれで2000万円までとする。

手間が省けます。

○24時間いつでも回答可能※
24時間いつでも回答できるほか、途中保存や修正も可能です。

※メンテナンスなどによるシステムの停止時間は除く。

インターネットで回答した場合でも、調査員が巡回し現在の様子を確認する場合があります。

また、インターネット回答は、6月8日(月)までに済ませてください。

必ず答えないといけないの？

正確な回答でない場合、経済の実態を正確に把握できないため、本当に必要な施策が実施できなくなります。このため、「統計法」という法律に基づき、回答する義務(報告義務)と、これに反したときの罰則が定められています。

情報の保護は大丈夫？

調査員をはじめとする関係者には、法律により、調査で知ったことを他に漏らしてはいけない義務と、これに反したときの罰則が定められています。また、回答した内容は、統計作成の目的以外(徴税資料など)には使用しません。



詳しくはホームページから。

人生の転機が訪れたとき 届け出を忘れずに



問い合わせ
広島西年金事務所 ☎082-535-1505
保健医療課 ☎59-2141

日本に住む20歳から60歳未満の全ての人は、国民年金に加入します。

加入期間中に就職や転職、結婚、退職などがあつたときには、年金の種類が変わるため、手続きが必要です。手続きを忘れると、将来受け取る年金が減額されたり、受けられなくなったりする場合があります。

届出の内容によって、届出先が異なります。詳しくは下表を確認してください。

こんなとき	必要な手続き	届け出先	手続きに必要なもの	注意事項
20歳になったとき	第3号被保険者(※3)に該当する方のみ、その旨届出	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせてください。	20歳の誕生日が過ぎた後に保険料納付書、基礎年金番号通知書などが郵送されます。
本人または配偶者が退職したとき(60歳未満)	退職した方と第3号被保険者(※3)の種別変更	保健医療課、各支所	・年金番号が分かるもの ・離職票または資格喪失証明書(退職年月日が分かるもの)	退職した方が60歳以上でも、被扶養配偶者が60歳未満の場合は、手続きが必要です。
配偶者の扶養に入ったとき	扶養に入る方の種別変更	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせてください。	
配偶者の扶養から外れたとき	扶養から外れる方の種別変更	第1号被保険者(※1)になる場合 ⇒保健医療課、各支所 第2号被保険者(※2)になる場合 ⇒自身の勤務先	・年金番号がわかるもの ・資格喪失証明書	加入する年金の種別によって、届け出先が異なるので注意してください。
年金手帳、基礎年金番号通知書を無くしたとき	再交付申請 ※年金手帳の再交付はしていません。	第1号被保険者(※1) ⇒ 保健医療課・各支所、または広島西年金事務所 第2号被保険者(※2) ⇒ 自身の勤務先 第3号被保険者(※3) ⇒ 配偶者の勤務先	本人を確認できるもの(免許証など)	保健医療課・各支所で受付の場合は1カ月程度かかりますが、広島西年金事務所はその日に発行可能です。
保険料を納めるのが難しいとき	第1号被保険者(※1)のみ、保険料免除申請	保健医療課、各支所	・年金番号が分かるもの ・(失業の場合)雇用保険受給資格者証または離職票 ・(学生の場合)在学期間が分かる学生証または在学証明書原本	免除の申請は2年1カ月前までさかのぼって申請が可能です。

【年金の種別】

(※1)「第1号被保険者」：自営業者、学生、無職などの方
(※2)「第2号被保険者」：サラリーマン、公務員などの方
(※3)「第3号被保険者」：第2号被保険者に扶養されている配偶者

・年金番号の代わりにマイナンバーでの手続きも可能です。手続きには、本人確認(「身元確認」と「番号確認」)が必要です。以下のどちらかで確認します。

- ①マイナンバーカード
- ②マイナンバー通知カードと身分証明書(免許証など)

パソコンで警告が出たら サポート詐欺に注意!



問い合わせ
◆市消費生活センター(産業振興課内)
☎57-3236
【相談日】火・金曜日(祝日・年末年始を除く)
9時～12時・13時～16時
◆消費者ホットライン
☎188(泣き寝入りイヤヤ)



自己解決をサポートする
消費者トラブルFAQ

サポート詐欺とは、パソコンでインターネットを使用中に突然「ウイルスに感染している」などの警告画面や警告音が出て、それらをきつかけに警告画面上に表示されている電話番号に電話をかけさせ、偽のサポートに誘導し、サポート料金を支払わせる手口です。新たな手口として、インターネットバンキングで送金を指示されるケースも確認されていますので、注意してください。

【ひとことアドバイス】

☑パソコン利用中に突然警告画面や警告音が出て、慌てて画面に表示されている連絡先には絶対に電



IPAホームページはこちらから。

話をしないでください。パソコン上に突然警告画面や警告音を出し、電話をかけさせようとするのは詐欺です。

☑警告画面が表示されたり、万が一遠隔操作ソフトをインストールしたりしてしまっても、ご自身でパソコンの状態を確認しましょう。警告画面を消したり、遠隔操作ソフトをアンインストールしたりするのは自身で行うことが可能です。

☑どう対応すべきか自分で判断できない場合は、周りの人に相談しましょう。

☑不安に思った場合は、すぐに最寄りの消費生活センターや警察などへ相談しましょう。

表示された警告画面の消去方法など、パソコンに関する技術的な相談は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の「情報セキュリティ安心相談窓口」に電話またはメールしてください。

情報セキュリティ安心相談窓口
電話番号：03・5978・7509
受付時間：10時～12時、13時30分～17時(土日祝日・年末年始は除く)
メールアドレス：anshin@ipa.go.jp